

審査意見への対応を記載した書類（7月）

法学研究科 法学専攻（M）

【大学等の設置の趣旨・必要性】

1. <養成する人材像と教育課程の整合性が不明確>

本研究科の養成する人材像と教育課程との整合性が不明確であるため、本研究科の教育目標、養成する人材像及び教育課程との関係について、実務系科目の設定の要否にも触れつつ、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～15

2. <人材需要の有無が不明確>

社会人アンケートの結果を人材需要の客観的な根拠の一つとして示しているが、当該アンケートについては定量的な調査結果ではないなど、養成しようとする人材需要が不明確であることから、明確に説明すること。なお、説明に当たっては、本学既設研究科における定員充足状況が著しく低いことも踏まえ、学生確保の見通しについて、継続的・安定的に定員充足が見込める根拠を具体的に示すこと。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～21

3. <アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について不明確>

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに必要に応じて修正すること。（是正事項）

（1）アドミッション・ポリシーと「入学時に必要となる具体的な指標」との関連が不明確であるため、指標設定の考え方を説明しつつ、必要に応じて適切に改めること。・・ 22～23

（2）社会人特別選抜の出願資格や社会人受入れの考え方において一定の説明はなされているものの、本学の考える「社会人」の定義については、「個人として、また家庭人として、経済人としてなど国内外で一定の経験を積んだ人、すなわち社会経験を3年以上有する人」との説明にとどまり、その内容が具体的に示されていないため、それらを明らかにした上で、設定の考え方の妥当性を説明すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24～25

（3）実務経験者特別選抜においては専門に関する口述試験及び研究計画書の提出のみを求めているが、アドミッション・ポリシーに掲げる「自らの意志に基づいて自分自身の価値を再点検し、主体的にPDCAサイクルを回して、継続的にあるべき主体に変化・確立できる能力」をどのように測るのか不明確であることから、具体的に説明すること。・・・・ 26～26

(4) 中国・台湾等の中国語圏にある協定校からの、交換留学生の受入れに関する記載があるが、入学者選抜の概要において受入れ方策等具体的な計画の記載がないことから、留学生の日本語能力等の資格要件や、受入れ後の履修指導や生活指導等の配慮も踏まえつつ、明確に説明すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27～27

【教育課程等】

4. <教育方法の特例の実施方法が不明確>

大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施に関する記載や履修モデル、時間割が提出されているものの、本学が想定する社会人学生が、実際に本研究科の教育課程の履修が可能であるか不明であるため、平日の 6 時限及び土曜日を利用して授業を行う場合の時間割を提示した上で、本研究科の教育課程を履修できる体制が確保されていることを具体的に説明すること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28～33

【教員組織等】

5. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、今後の採用計画など教員組織編制の将来構想の明確化が望まれるので、対応方針について回答すること。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34～35

(是正事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

1. <養成する人材像と教育課程の整合性が不明確>

本研究科の養成する人材像と教育課程との整合性が不明確であるため、本研究科の教育目標、養成する人材像及び教育課程との関係について、実務系科目の設定の要否にも触れつつ、明確に説明すること。

(対応)

本研究科の養成する人材像と教育課程との整合性が不明瞭という指摘を受けたことから、本研究科の教育目標及び養成する人材像について確認を行うために、改めて、本研究科の教育理念を明確にした。まず、本研究科の教育理念は、本学の校訓三実から導き出されていることを明確にした。次に、本研究科の教育理念をより鮮明にした。そして、本研究科に迎え入れようと考えている人材像が、本研究科の提供する教育課程を経ることによって、本研究科の教育理念を実現できるということを記述した。

本研究科は、中央教育審議会の答申文書「新時代の大学院教育」の表現を借りるとするならば「実務経験者に対して、理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育」を実施することを目指す大学院である（中央教育審議会平成 17 年 9 月 5 日答申「新時代の大学院教育」10 頁参照）。具体的に記すと、本研究科は、校訓三実の理念に基づき、日本社会の質的変化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点を体得し、高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成することを教育理念に据えた。なお、この人材のことを「法律学に関する高度専門職業人」と記している。この人材が地域社会に出た時に、主体的に活用していく法的専門能力として、第一に法・判例運用能力を、第二に法例立案能力（法令・条例立案能力）を掲げている。

このような人材を育成するために、教育課程に共通科目、基幹科目、関連科目、演習科目を配置し、これらの科目を上記の二つの能力育成に沿うようにして科目群を設けている。入学者は、自身が地域社会で主体的に活用しようとする能力を意識しながら、これらの科目を順次的・体系的に履修することによって、本研究科の教育理念に記している「法律学に関する高度専門職業人」になっていくものと考えている。

最後に、教育課程における実務系科目の設定の有無について述べる。繰返しになるが、本研究科は、優れた実務家の育成を目指しているのではなく、実務をアカデミックな研究者の視点から考察できる人材の育成を目指している。本研究科の教育理念からすれば、本研究科において、実務的な能力を向上させるためのいわゆる「実務系科目」を独立して配置しておく必要性が高いとは言えない。しかしながら、本研究科が、実務に対応することを顧慮していないというわけではない。法・判例運用能力及び法例立案能力の育成を目指す科目群の中に、実務に根ざした内容を含む科目を複数配置している。双方の科目群において、実務に根ざした内容を含む科目を担当する教員は、実際に実務と関わる経験を十分に有している者達である。それゆえ、実務に根ざした内容を含む科目によって、実務を意識した教育を十分に提供できると考えており、本研究科の目指す「法律学に関する高度専門職業人」を育成するためには、これらの科目以外に特別な実務系科目を設置する必要はないと判断している。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類

新	旧
<p>(2) 本法学部の教育理念 (1 ページ) 法学部はかかる課題に対して、法律学や政治学の観点から根底的に考え、かつ適切な政策と解決方法を構想する能力の育成を目的とする。<u>と定める松山大学法学部細則第 1 条のもと、教育・研究を行ってきた。</u></p> <p>(2 ページ) <u>松山大学法学部細則</u> (教育目標) 第 2 条 法学部の教育目標は、以下のとおりとする。 (1) <u>研ぎ澄まされた人権感覚と強い正義感の涵養及びリーガル・マインドの体得。</u> (2) <u>幅広い知識と教養を背景にした法律学や政治学に関する(調査方法を含む。)基礎知識の獲得。</u> (3) <u>問題点を自ら発見し、それを法的・政治的に分析した上で、多くの人々と連携して建設的な解決策を構築し、実行できる能力の獲得。</u></p>	<p>(2) 本法学部の教育理念 (1 ページ) 法学部はかかる課題に対して、法律学や政治学の観点から根底的に考え、かつ適切な政策と解決方法を構想する能力の育成を目的とする。<u>(松山大学法学部細則第 1 条)」を掲げ、教育・研究を行ってきた。</u></p> <p>(2 ページ) <u>(追加)</u></p>

<p>(4) <u>ゼミナール学習における報告及び討論を通じたプレゼンテーション能力等の獲得。</u></p> <p>(2 ページ) <u>(3) 松山大学大学院法学研究科の教育理念</u> 平成 32 年に本法学部を基礎に本学文京キャンパス(愛媛県松山市)に設置する松山大学大学院法学研究科(以下「本研究科」という。)は、<u>上記(1)及び(2)の理念を踏まえて次の要素から成る教育理念の実現を目指す。すなわち、校訓「三実」の理念に基づき、「日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点つまり法原理及び法原則を前提とした現行法制度(判例を含む。)に対する批判的分析を行う視点を体得し、高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成すること」(松山大学大学院学則第 3 条第 5 項第 5 号)である。このような人材を「法律学に関する高度専門職業人」と呼ぶ。</u> 本研究科では、この「法律学に関する高度専門職業人」の育成を教育理念の実現内容とする。</p> <p>(2 ページ) <u>(削除)</u></p> <p>(3 ページ) 愛媛県内には、かつて法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)を育成する機関すなわち法科大学院が存在していた。</p> <p>(3 ページ) 「法化社会」が深化しつつある日本の現状において、「法化」に向かう「地域社会」を支える <u>人材</u> を育成する機関が愛媛県内(松山市内)にあったことは、非常に喜ばしい状況であった。</p> <p>(3 ページ) しかし、四国ロースクールが平成 27 年度以降の学生募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日をもって閉講したことに伴い、法化に向かう地域社会を支える <u>人材</u> を育成・輩出できる教育研究機関が愛媛県(松山市)内から喪失することとなった。</p> <p>(4 ページ) すなわち、地方公共団体職員からのア</p>	<p>(2 ページ) <u>(追加)</u></p> <p>平成 32 年に本法学部を基礎に本学文京キャンパス(愛媛県松山市)に設置する松山大学大学院法学研究科(以下「本研究科」という。)は、<u>以上</u>の理念を踏まえて次の要素から成る教育理念の実現を目指す。<u>第一に、法学教育の理念にも通じる建学の精神に則ること、第二に、本法学部教育の基礎的知見の修得を前提として、日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点つまり法原理及び法原則を前提とした現行法制度(判例を含む。)に対する批判的分析を行う視点を養うこと、第三に、このような高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成することである。</u> <u>(追加)</u></p> <p>(2 ページ) <u>松山大学法学部細則(教育目標)</u> 第 2 条 法学部の教育目標は、以下のとおりとする。 (1) <u>研ぎ澄まされた人権感覚と強い正義感の涵養及びリーガル・マインドの体得。</u> (2) <u>幅広い知識と教養を背景にした法律学や政治学に関する(調査方法を含む。)基礎知識の獲得。</u> (3) <u>問題点を自ら発見し、それを法的・政治的に分析した上で、多くの人々と連携して建設的な解決策を構築し、実行できる能力の獲得。</u> (4) <u>ゼミナール学習における報告及び討論を通じたプレゼンテーション能力等の獲得。</u></p> <p>(3 ページ) 愛媛県内には、かつて「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」のうちの法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)を育成する機関すなわち法科大学院が存在していた。</p> <p>(3 ページ) 「法化社会」が深化しつつある日本の現状において、「法化」に向かう「地域社会」を支える「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」を育成する機関が愛媛県内(松山市内)にあったことは、非常に喜ばしい状況であった。</p> <p>(3 ページ) しかし、四国ロースクールが平成 27 年度以降の学生募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日をもって閉講したことに伴い、法化に向かう地域社会を支える「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」を育成・輩出できる教育研究機関が愛媛県(松山市)内から喪失することとなった。</p> <p>(4 ページ) すなわち、地方公共団体職員からのア</p>
---	--

<p>ンケート調査(「10. 学生の確保の見通し等を記載した書類」19頁(2)-②-4)</p> <p>(7ページ) <u>法例立案能力は、社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法(案)を立案して、対応できる能力と定義できるが、この能力を育成することが必要である。</u></p> <p>(7ページ) さらに、法・判例運用能力及び法例立案能力を <u>育成</u> するためには、社会情勢の変化、端的に言えば、社会の構成員の変化に対して敏感である必要があるが、現在、構成員の変化として大きなものは、構成員の高齢化と中国語圏からの人口流入(交流人口を含む)である。</p> <p>(9ページ) 歴史的経緯及び地域の必要性に鑑み、本学が「利他の精神」に基づき、上記の能力を <u>備える</u> 「法律学に関する高度専門職業人」育成機関として、本研究科を設置する必要性が明確に認められる。</p> <p>(8) 本研究科において想定している入学者</p> <p>(9ページ) 本研究科 <u>において育成しようとする人材は、「建学の精神に則りアカデミックな研究者の視点を備えた高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材」すなわち「法律学に関する高度専門職業人」である。</u></p> <p><u>そのため、入学者は、法化社会、すなわち、必要最小限の規制以外は自由とし、何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会の深化を前提として、リーガル・マインド(法的思考能力及び法的判断能力)を体得していることが必要となる(学士(法学)程度の能力)。また、多様性のある人材の中で主体的に行動できるように、「社会情勢の把握力」、「柔軟な発想力又は枠組み構想力」、「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」を体得していることが必要となる。</u></p> <p>(10ページ) iii <u>研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力</u></p>	<p>ンケート調査(「10. 学生確保の見通し等を記載した書類」19頁(2)-②-4)</p> <p>(7ページ) <u>法・判例運用能力は、社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力と定義できるが、この能力を育成することが必要である。</u></p> <p>(7ページ) さらに、法・判例運用能力及び法例立案能力を <u>涵養</u> するためには、社会情勢の変化、端的に言えば、社会の構成員の変化に対して敏感である必要があるが、現在、構成員の変化として大きなものは、構成員の高齢化と中国語圏からの人口流入(交流人口を含む)である。</p> <p>(9ページ) 歴史的経緯及び地域の必要性に鑑み、本学が「利他の精神」に基づき、上記の能力を <u>涵養する</u> 「法律学に関する高度専門職業人」育成機関として、本研究科を設置する必要性が明確に認められる。</p> <p>(8) 本研究科において想定している入学生</p> <p>(9ページ) 本研究科 <u>の教育目標は、日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点つまり法原理及び法原則を前提とした現行法制度(判例を含む。)に対する批判的分析を行う視点を体得した高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材の育成である(設置の趣旨11頁「①-3-(1)教育目標」参照)。言い換えれば、「法・判例運用能力(社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力)」及び「法例立案能力(社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法(案)を立案して、対応できる能力)」をもつ人材の育成である。</u></p> <p><u>ここで示した教育目標を達成するために、入学者は、法化社会、すなわち、必要最小限の規制以外は自由とし、何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会の深化を前提として、リーガル・マインド(法的思考能力及び法的判断能力)を体得していることが必要となる(学士(法学)程度の能力)。そして、多様性のある人材の中で主体的に行動できるように、「社会情勢の把握力」、「柔軟な発想力又は枠組み構想力」、「倫理観(社会人として社会生活を円滑に営むために最低限度必要とされる能力)」等を有する者であることを想定する。</u></p> <p>(10ページ) iii <u>社会人として社会生活を円滑に営むために最低限度必要とされる能力(倫理観)</u></p>
---	--

<p>具体的な入学者像は次のとおりである。 本研究科を構成する <u>主要な</u> 学生 (イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 地方公共団体職員 (行政職、警察官など) b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種 <u>にある者</u> c 学生 (新卒者・国内外の本学提携大学及び教育機関からの学生) 	<p>具体的な入学者像は次のとおりである。 本研究科を構成する学生 (イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 地方公共団体職員 (行政職、警察官など) b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種 <u>及び社会人一般 (本学職員を含む)</u> c 学生 (新卒者・国内外の本学提携大学及び教育機関からの学生)
<p>II. 地域社会の法化を支える職種への進路を拓く「地域の拠点」</p> <p>(10 ページ) 本学は、平成 30 年 3 月、愛媛県との間で包括連携協定を締結しており、この協定を踏まえて、本法学部は、今まで培った中国語 (文化) 圏にある大学との学術的交流を基礎として、台湾の自治体との交流の活発化を模索している (設置の趣旨 6 頁「①-2-(4) 愛媛県 (松山市) における社会状況の変化と対応—本法学部と地域社会—とその帰結」参照)。</p> <p>平成 28 年に実施した「社会人に対するアンケート (「10. 学生の確保の見通し等を記載した書類」の資料 06) においても「貴学は、経済系の学校として発展してきました。多くの人材を養成してきた歴史には敬意を表したいと思料します。近年我が国では、法社会化が進んでいます。これに対応するためにも学部だけでなく、大学院の設置は誠に心強い感があります。多くの障害はあると思料しますが一日も早い大学院の設置を祈念しております。」という回答を得ている。</p>	<p>II. 地域社会の法化を支える職種への進路を拓く「地域の拠点」</p> <p>(10 ページ) 本学は、平成 30 年 3 月、愛媛県との間で包括連携協定を締結しており、この協定を踏まえて、本法学部は、今まで培った中国語 (文化) 圏にある大学との学術的交流を基礎として、台湾の自治体との交流の活発化を模索している (設置の趣旨 5 頁「①-2-(4) 愛媛県 (松山市) における社会状況の変化と対応—本法学部と地域社会—とその帰結」参照)。</p> <p>平成 28 年に実施した「社会人に対するアンケート (「9. 学生の確保の見通し等を記載した書類」の資料 06) においても「貴学は、経済系の学校として発展してきました。多くの人材を養成してきた歴史には敬意を表したいと思料します。近年我が国では、法社会化が進んでいます。これに対応するためにも学部だけでなく、大学院の設置は誠に心強い感があります。多くの障害はあると思料しますが一日も早い大学院の設置を祈念しております。」という回答を得ている。</p>
<p>3. 本研究科の教育目標</p> <p>(1) 教育目標</p> <p>(10 ページ) 本研究科における教育目標は、「<u>建学の精神に則りアカデミックな研究者の視点</u>を備えた高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材」つまり「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」を育成することである。これは「<u>実務経験者に対して、理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育</u>」であるが (中央教育審議会平成 17 年 9 月 5 日答申「<u>新時代の大学院教育</u>」10 頁参照)、この点に関して、さらに敷衍して説明することにする。</p> <p>まず、「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」といえるためには、<u>現行法制度の趣旨を理解し、その趣旨に従った運用ができる能力 (学士 (法学) 程度の能力) が必要である。</u>この点に関して、前述の本研究科を構成する学生 (イメージ) の a 及び b の入学者は、<u>実務家として業務を遂行している</u>と考えられる。</p> <p>次に、a 及び b の入学者に対して「<u>理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育</u>」について、本研究科が考える内容は次の通りである。</p> <p><u>実務家は、業務を遂行するにあたり先例を絶対化してしまう傾向がある。しかし、先例は、その先</u></p>	<p>3. 本研究科の教育目標</p> <p>(1) 教育目標</p> <p>(11 ページ) 本研究科の教育目標は、「<u>日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点つまり法原理及び法原則を前提とした現行法制度 (判例を含む。)</u>に対する批判的分析を行う視点^を体得した高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材の育成」である。この能力について、別の言い方をすれば、「<u>社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うこと</u>によって、対応できる能力」(法・判例運用能力) 及び「<u>社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法 (案) を立案して、対応できる能力</u>」(法例立案能力) を意味する。学生の視点から言えば、<u>修了生は、法理論及び法原理の知識を前提に現在の法解釈 (判例及び学説) 及び法制度 (実務) への反映を確認し、現在の問題点を指摘した上で、別の解決策を示す能力 (つまり、法・判例運用能力及び法例立案能力) を体得していることになる。</u></p>

<p>例が適用されていた社会情勢を前提として導き出された基準である。そうすると、社会情勢が変化した場合、その情勢の変化に従って基準を適切に変更する必要が生じる。そして、「あるべき基準」(先例とは異なる基準)を構想するためには、その制度の歴史的背景及び比較法的視点を踏まえて、先例を相対化する能力が必要である。先例を相対化できる能力が「実務を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力であり、この能力を有する者が、本研究科が育成を目指す「法学に関する高度専門職業人」である。本研究科は、このような「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を身に付けさせることをもって、「理論的知識等を体系的に身に付けさせる」教育であると考えている。</p> <p>cの入学者に対しては、まず、a及びbの入学者とともに学修する機会を提供する。この機会を通じて、cの入学者は、実際に「実務」(具体的な実例やそれに対する処理の方法など)に携わった者にしか知りえない現状及び課題を知ることができる。また、学部で学んできた理論と「実務」との乖離を認識し、その乖離を埋めるための方法論的知見を獲得することができる。このようにして、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を有する人材、つまり「法学に関する高度専門職業人」となることを、本研究科におけるcの入学者に対する教育目標とする。</p> <p>(11 ページ) (2) 学位授与の方針 <u>本研究科の「修了 認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)</u>は次のとおりである。 ① 学生は、<u>現行法制度(判例を含む。)</u>の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。 ② 学生は、<u>現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見(現行法制度に批判的な学説に関する知見)</u>を得る。</p> <p>修了要件を設定する上で、まず、入学時の能力水準が問題となるが、ここでは、単に学説において主張され、判例(実務)において具体的に処理されている状況について理解していることを前提とする(詳細は、(設置の趣旨9頁「①-2-(8)本研究科において想定している入学者(アドミッション・ポリシー)」に譲る)。</p> <p>(12 ページ) (3) 本研究科において育成する人材 本研究科では、住民にとって、地方公共団体とはどのような存在かについて、真理の探究(校訓「三実」の「<u>真実</u> 真実:真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求めめる態度である。)に基づいて得られた知見に基づき、それをどのように現実化するか(校訓「三実」の「<u>実用</u> 実用:用に対するまこと</p>	<p>(11 ページ) (追加) <u>「卒業 認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)</u>は次のとおりである。 ① 学生は現行法制度(判例を含む。)の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。 ② 学生は現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見(現行法制度に批判的な学説に関する知見)を得る。</p> <p>修了要件を設定する上で、まず、入学時の能力水準が問題となるが、ここでは、単に学説において主張され、判例(実務)において具体的に処理されている状況について理解していることを前提とする(詳細は、(設置の趣旨9頁「①-2-(8)本研究科において想定している入学生(アドミッション・ポリシー)」に譲る)。</p> <p>(11 ページ) (2) 本研究科において育成する人材 本研究科では、住民にとって、地方公共団体とはどのような存在かについて、真理の探究(校訓「三実」の「<u>真実</u>」)に基づいて得られた知見に基づき、それをどのように現実化するか(校訓「三実」の「<u>実用</u>」)について主体的に学び取ることができる能力を有する人材を育成することを目指しており、これは、校訓「三実」の理念を踏まえた目標設定である。</p>
--	---

<p>とである。<u>真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。</u>)について主体的に学び取ることができる能力を有する人材を育成することを目指しており、これは、校訓「三実」の理念を踏まえた目標設定である。</p> <p>(13ページ) 本研究科では、労使双方にとって、あるべき解決策は何かについて、真理の探究(校訓「三実」の「<u>真実</u> 真実:真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。))に基づいて得られた知見に基づき、それをどのように現実化するか(校訓「三実」の「<u>実用</u> 実用:用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。))について主体的に学び取る人材を育成することを目指しており、これは、校訓「三実」の理念を踏まえた目標設定である。</p> <p>(14ページ) <u>Ⅲ.まとめ</u> 本研究科が想定する入学者は、地方公共団体職員、司法書士、行政書士又は社会保険労務士などの<u>実務経験者、一般社会人</u>(本学職員を含む)及び新卒の学生という3つの類型に分けることができる。また、直接の人材育成としては目標として掲げることはしないが、交流協定校からの留学生を積極的に受け入れることも考えている。それゆえ、<u>実務経験者、一般社会人、新卒の学生及び留学生が一堂に会することによって、異なる文化的背景を持つ者が主体性をもって協働できる環境を想定することができるが、このような環境において、校訓「三実」の「忠実」(忠実:人に対するまことである。人のために図っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。))</u>を実現できると考えている。</p> <p>(14ページ) <u>(4) 修了生の進路</u> 本研究科の修了生の進路としては、第1に、<u>本研究科への入学者は、半数程度が実務経験者であることを想定している</u>ので、その進路は、現在の職場に在籍又は復帰ということが考えられる。</p> <p>(14ページ) 本研究科を構成する学生(設置の趣旨9頁「①-2-(8) 本研究科において想定している入学者」参照)</p> <p>(14ページ) bの司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種<u>にある者</u>についても、司法書士、行政書士、社会保険</p>	<p>(12ページ) 本研究科では、労使双方にとって、あるべき解決策は何かについて、真理の探究(校訓「三実」の「<u>真実</u>」)に基づいて得られた知見に基づき、それをどのように現実化するか(校訓「三実」の「<u>実用</u>」)について主体的に学び取る人材を育成することを目指しており、これは、校訓「三実」の理念を踏まえた目標設定である。</p> <p>(13ページ) <u>(追加)</u> <u>さらに、想定される入学者は、地方公共団体職員、司法書士、行政書士又は社会保険労務士など経験者、社会人</u>(本学職員を含む)、及び新卒の学生という3つの類型に分けることができる。また、直接の人材育成としては目標として掲げることはしないが、交流協定校からの留学生を積極的に受け入れることも考えている。それゆえ、社会人、新卒の学生及び留学生が一堂に会することによって、異なる文化的背景を持つ者が主体性をもって協働できる環境を想定することができるが、このような環境において、校訓「三実」の「<u>忠実</u>」を実現できると考えている。</p> <p>(13ページ) <u>(3) 修了生の進路</u> 本研究科の修了生の進路としては、第1に、<u>本研究科への入学生は、半数程度、社会人を想定している</u>ので、その進路は、現在の職場に在籍又は復帰ということが考えられる。</p> <p>(14ページ) 本研究科を構成する学生(設置の趣旨9頁「①-2-(8) 本研究科において想定している入学生」参照)</p> <p>(14ページ) bの司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種<u>及び社会人一般</u>(本学職員を含む)についても、司法</p>
--	--

<p>労務士及び本学職員を含む等現在の業務を継続しつつ学修することが予定されているため、本研究科を修了した後は、継続している司法書士、行政書士、社会保険労務士及び本学職員を含む等の業務にあたることになる。</p> <p>(14 ページ) なお、「10. 学生の確保の見通し等を記載した書類 21 頁(2)-②-5) 地方自治体との連携」でも記載しているように、「日本の財政状況が悪化していく中、即戦力が求められる時代にある。</p> <p>③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 (15 ページ) 本研究科の教育目標は、「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」の育成である。したがって、本研究科の名称は、「法学研究科」とし、専攻名称は、「法学専攻」とした。その結果、授与される学位の名称は、「修士(法学)」となる。</p> <p>2. 教育課程編成の考え方及び概要 (1) 教育課程編成の考え方 (16 ページ) 本研究科の教育目標は、「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」の育成であり、この目標を達成するため、学生の希望する進路に応じて、法・判例運用能力及び法例立案能力を育成する教育課程の編成を行なっているが、「<u>修了認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)及び「<u>教育課程編成・実施の方針</u>」(カリキュラム・ポリシー)との関係について示す。</p> <p>(16 ページ) まず、「<u>修了認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)及び「<u>教育課程編成・実施の方針</u>」(カリキュラム・ポリシー)は次の通りである。</p> <p>「<u>修了認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)は次のとおりである。</p> <p>(16 ページ) 次に、各科目と「<u>修了認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>(16 ページ) さらに、課題「<u>演習</u>」科目は、「<u>総論</u>」科目、「<u>研究</u>」特講科目及び「<u>特論</u>」特講科目</p>	<p>書士、行政書士、社会保険労務士及び本学職員を含む等現在の業務を継続しつつ学修することが予定されているため、本研究科を修了した後は、継続している司法書士、行政書士、社会保険労務士及び本学職員を含む等の業務にあたることになる。</p> <p>(14 ページ) なお、「10. 学生の確保の見通し等を記載した書類 19 頁(2)-②-5) 地方自治体との連携」でも記載しているように、「日本の財政状況が悪化していく中、即戦力が求められる時代にある。</p> <p>③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 (14 ページ) 本研究科の教育目標は、「<u>日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点つまり法原理及び法原則を前提とした現行法制度(判例を含む。)</u>に対する批判的分析を行う視点を体得した<u>高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材</u>の育成である。したがって、本研究科の名称は、「法学研究科」とし、専攻名称は、「法学専攻」とした。その結果、授与される学位の名称は、「修士(法学)」となる。</p> <p>2. 教育課程編成の考え方及び概要 (1) 教育課程編成の考え方 (15 ページ) 本研究科の設置の趣旨は、「<u>日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点つまり法原理及び法原則を前提とした現行法制度(判例を含む。)</u>に対する批判的分析を行う視点を体得した<u>高度な法的専門能力を主体的に活用できる能力(法・判例運用能力及び法例立案能力)</u>を有する人材の育成を目的とし、この設置の趣旨を実現するため、「<u>法律学に関する高度専門職業人</u>」を育成できる体制を構築することであり、学生の希望する進路に応じて、法・判例運用能力及び法例立案能力を育成する教育課程の編成を行なっているが、「<u>卒業認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)及び「<u>教育課程編成・実施の方針</u>」(カリキュラム・ポリシー)との関係について示す。</p> <p>(15 ページ) まず、「<u>卒業認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)及び「<u>教育課程編成・実施の方針</u>」(カリキュラム・ポリシー)は次の通りである。</p> <p>「<u>卒業認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)は次のとおりである。</p> <p>(16 ページ) 次に、各科目と「<u>卒業認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>(16 ページ) さらに、課題「<u>演習</u>」科目は、「<u>共通</u>」科目、「<u>研究</u>」特講科目及び「<u>特論</u>」特講科目</p>
--	--

(16 ページ) カリキュラム・ポリシーは、学生が「修了認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

(2) 教育課程編成の概要

(17 ページ) 本研究科の教育目標 (「法律学に関する高度専門職業人」の育成) を達成するためには、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を育成することが最重要であるといえる。そこで、これを達成するために、共通科目、基幹科目、関連科目及び演習科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成している (さらに、設置の趣旨 29 頁以下 (「履修モデル及び時間割」⑥-3-(3) を参照)。以下具体的に説明する。

I. 共通科目

共通科目は、全ての修了生に必要な基礎的能力を育成するための科目として配置する。これは、総論科目である。共通科目と関連性の強い DP は、①「学生は、現行法制度 (判例を含む。) の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。」及び②「学生は、現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見 (現行法制度に批判的な学説に関する知見) を得る。」であり、関連性の強い CP は、①「現行法制度 (判例を含む。) の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供」、②「現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見 (現行法制度に批判的な学説に関する知見) の提供」及び③「ソクラテスマソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、共通科目が、CP①、CP②及び CP③に沿って実施されることにより、DP①及び DP②を達成することになる。

II. 基幹科目

基幹科目は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置する。これは、原則として、研究特講科目である。基幹科目と関連性の強い DP は、①「学生は、現行法制度 (判例を含む。) の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。」であり、関連性の強い CP は、①「現行法制度 (判例を含む。) の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供」及び③「ソクラテスマソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、基幹科目が、CP①及び CP③に沿って実施されることにより、DP①を達成することになる。

III. 関連科目

関連科目は、学生自身の論文執筆に必要となる

(16 ページ) カリキュラム・ポリシーは、学生が「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

(2) 教育課程編成の概要

(16 ページ) (追加)

(16 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」、「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を涵養するために関係する科目として配置している。

また、科目群の設定については、統治機構を政治部門 (立法及び行政) と非政治部門 (司法) に分ける芦部説 (憲法学説) を前提としている。この機能分化は、統治機構が異なる視点から国民の権利保護のために判断を下し、仮に他部門の判断が妥当でない場合、その誤りを是正する措置をとることができるとする発想に基づくものであるが、本研究科の科目群設定についても、国民の権利保護の視点から構築するものとする。

さらに、基幹科目は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置し、関連科目は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「展開的な部分」に関する科目として配置している。

最後に、演習科目は、学生の研究をサポート (伴走) し、論文を執筆する上で、理論的に又は実践的に指導する科目である。

分野の「展開的な部分」に関する科目として配置する。これは、原則として、特論特講科目である。関連科目と関連性の強いDPは、②「学生は、現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）を得る。」であり、関連性の強いCPは、②「現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）の提供」及び③「ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、関連科目が、CP②及びCP③に沿って実施されることにより、DP②を達成することになる。

IV. 演習科目

演習科目は、論文を執筆するための学生の研究をサポート（伴走）し、理論的に又は実践的に指導する科目として配置する。これは、課題演習科目である。演習科目と関連性の強いDPは、③「学生は、矛盾する制度理解に対して合理的に説明できる枠組み構想力を体得する。」であり、関連性の強いCPは、①「現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供」、②「現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）の提供」及び③「ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、演習科目が、CP①、CP②及びCP③に沿って実施されることにより、DP③を達成することになる。

(18 ページ) (3) 科目群の設定

科目群の設定については、統治機構を政治部門（立法及び行政）と非政治部門（司法）に分ける芦部説（憲法学説）を前提としている。この機能分化は、統治機構が異なる視点から国民の権利保護のために判断を下し、仮に他部門の判断が妥当でない場合、その誤りを是正する措置をとることができるとする発想に基づく。

(18 ページ) (4) 実務系科目の設定

本研究科は、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を育成することが最重要であると考え、その達成のために、共通科目、基幹科目、関連科目及び演習科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成している。それゆえ、本研究科を修了することにより、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を備えることができる。

さらに、「法・判例運用能力」（社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力）の育成を目

(17 ページ) (追加)

(17 ページ) (追加)

的とする科目群及び「法例立案能力」(社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法(案)を立案して、対応できる能力)の育成を目的とする科目群の中には、それぞれ、実務に根ざした内容を含む科目が含まれている。

○実務に根ざした「法・判例運用能力」の育成を目的とする科目

「法・判例運用能力」(社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力)の育成を目的とする科目のうち、とくに実務に根ざした内容を含むものとして、次の科目がある。

共通科目「司法制度総論特講」(オムニバス)
関連科目司法制度科目群「訴訟法研究特講」
演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(高橋正教授担当)」
基幹科目司法制度科目群「労働法研究特講」
関連科目司法制度科目群「労働法特論特講」
演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(村田毅之教授担当)」

共通科目「司法制度総論特講」(オムニバス)、関連科目司法制度科目群「訴訟法研究特講」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(高橋正教授担当)」は、長年に亘る裁判官及び弁護士としての実務経験を有する教員が担当し、基幹科目司法制度科目群「労働法研究特講」、関連科目司法制度科目群「労働法特論特講」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(村田毅之教授担当)」は、社会保険労務士総合研究機構所長などを務める教員が担当する。

本研究科が育成を目指す人材の柱の一つが「Ⅱ. 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材」である。

まず、「司法制度総論特講」及び「訴訟法研究特講」は、上記のとおり、裁判実務経験豊富な教員が担当するので(ただし、「司法制度総論特講」はオムニバス講義であるため、実務経験豊富な教員が担当するのは、その一部となる)、学生は、本科目を受講することによって、「具体的な紛争において、裁判所がどのような視点から紛争を観察し、それを踏まえてあるべき解決の方向性を掴んでいくか?」を体感でき、それを前提として、裁判所による紛争解決になじむ事案とそうではない事案とを峻別する能力を修得できる(高橋正教授を指導教授とし、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ」を履修した場合、より詳細かつ具体的な議論をすることができる)。

(19ページ) また、「労働法研究特講」及び「労働法特論特講」は、上記のとおり、社会保険労務士総合研究機構所長を務める教員が担当するので、学生は、本科目を受講することによって、社会保険労務士業務に関する最新の方向性を前提とした思考

方法を修得できる(村田毅之教授を指導教授とし、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ」を履修した場合、より詳細かつ具体的な議論をすることができる)。

したがって、共通科目「司法制度総論特講」(オムニバス)、関連科目司法制度科目群「訴訟法研究特講」、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(高橋正教授担当)」、基幹科目司法制度科目群「労働法研究特講」及び関連科目司法制度科目群「労働法特論特講」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(村田毅之教授担当)」を受講することによって、実務に根ざした「法・判例運用能力」を育成することが可能となる。それゆえ、「法・判例運用能力」を育成するための特別な実務系科目を独立して設定してはいない。

○実務に根ざした「法例立案能力」の育成を目的とする科目

「法例立案能力」(社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法(案)を立案して、対応できる能力)の育成を目的とする科目のうち、とくに実務に根ざした内容を含むものとして、次の科目がある。

基礎科目立法行政科目群「行政法研究特講」
関連科目立法行政科目群「行政法特論特講」
演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(倉澤生雄教授担当)」
演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(妹尾克敏教授担当)」

基礎科目立法行政科目群「行政法研究特講」、関連科目立法行政科目群「行政法特論特講」、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(倉澤生雄教授担当)」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ(妹尾克敏教授担当)」は、現在愛媛県及び愛媛県内の多くの市、町に設置される各種委員及び委員長を務めている教員が担当する。

本研究科が育成を目指す人材の柱の一つが「I. 地方公務員(場合によっては国家公務員)として高度化された法務分野において活躍できる人材」である。「行政法研究特講」、「行政法特論特講」、「課題演習Ⅰ～Ⅳ(倉澤生雄教授担当)」及び「課題演習Ⅰ～Ⅳ(妹尾克敏教授担当)」は、上記のとおり、現在多くの自治体に設置される各種委員及び委員長を務めている教員が担当する。自治体に設置される各種委員会の委員又は委員長を務める中で、当該自治体の抱える政策課題、財政事情、国の政策との調整という現場に直接触れてきている。そして、委員会答申という形で、当該自治体の執行機関に対し具体的な提言を行ってきている。さらに、妹尾教授は、下記に示すような条例のコーディネーターとして参与し、条例の立案から成立までに関わった関係者の機微にも通じているため、同教授を指導教授として、「課題演習Ⅰ～Ⅳ」を履修した場合、学生は形式的な条文立案能力以上の実践的な知見を得ることができる。

したがって、基礎科目立法行政科目群「行政法研

<p>究特講」、関連科目立法行政科目群「行政法特論特講」、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（倉澤生雄教授担当）」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（妹尾克敏教授担当）」を受講することによって、実務に根ざした「法例立案能力」を育成することは可能であると考える。それゆえ、「法例立案能力」を育成するために特別な実務系科目を独立して設定してはいない。</p> <p>妹尾克敏教授が関与した条例 「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」 「松山市歩きたばこ禁止条例」 「松山市放置自転車禁止条例」 「西条市地下水保全条例」</p> <p>(19 ページ) <u>(5) 履修科目の決定</u> 履修科目の決定について、学生は、指導教員及び副指導教員と相談し、指導教員の許可を得て履修登録を行う仕組みとなっている。</p> <p>(20 ページ) <u>(6) カリキュラム編成</u></p> <p>(20 ページ)【法学研究科カリキュラムマップ】 【別紙2】参照</p> <p>(21 ページ)「<u>修了認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー：DP)</p> <p>3. 履修方法及び修了要件について (1) 履修方法 (学修手順を含む) について I. 履修科目と年次進行の関係 (21 ページ) 本研究科の入学定員は3名としているが、その内半数 <u>程度が実務経験者であることを想定している。実務経験者</u>は、法化社会化しつつある日本において実務経験を積んでいるが、「理論と実務の乖離」(法律の建前どおり厳密に運用すると、実務的には大きな支障が生じる場合が存在する。)に関する意識が十分ではない場合もあることに鑑み、学生全員に対し、第1 Semesterで共通科目として、法化社会化した日本において地域社会を支える資質を <u>育成</u> するために、「人権論総論特講」(2単位)及び「司法制度総論特講」(2単位)の修得を必修として課している。</p> <p>(22 ページ) 学生が「高度な法的専門能力」を <u>育成</u> できる体制を整える予定である (指導教員と副指導教員の関係については、Ⅲを参照)。</p> <p>4. 教育課程の特色 (23 ページ) (1) 法化社会化した社会を支える人材の <u>育成</u> に必須となる科目を必修化</p> <p>(23 ページ) (2) 学生の希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を <u>育成</u> する基幹科目及び関</p>	<p>(17 ページ) <u>(追加)</u> 履修科目 <u>選定</u> について、学生は、指導教員及び副指導教員と相談し、指導教員の許可を得て履修登録を行う仕組みとなっている。</p> <p>(17 ページ) <u>(追加)</u></p> <p>(18 ページ)【法学研究科カリキュラムマップ】</p> <p>(18 ページ)「<u>卒業認定・学位授与の方針</u>」(ディプロマ・ポリシー：DP)</p> <p>3. 履修方法及び修了要件について (1) 履修方法 (学修手順を含む) について I. 履修科目と年次進行の関係 (18 ページ) 本研究科の入学定員は3名としているが、その内半数 <u>以上を</u> <u>実務経験を積んでいる社会人</u>を想定している。<u>社会人</u>については、法化社会化しつつある日本において実務経験を積んでいるが、「理論と実務の乖離」(法律の建前どおり厳密に運用すると、実務的には大きな支障が生じる場合が存在する。)に関する意識が十分ではない場合もあることに鑑み、学生全員に対し、第1 Semesterで共通科目として、法化社会化した日本において地域社会を支える資質を <u>涵養</u> するために、「人権論総論特講」(2単位)及び「司法制度総論特講」(2単位)の修得を必修として課している。</p> <p>(19 ページ) 学生が「高度な法的専門能力」を <u>涵養</u> できる体制を整える予定である (指導教員と副指導教員の関係については、Ⅲを参照)。</p> <p>4. 教育課程の特色 (20 ページ) (1) 法化社会化した社会を支える人材の <u>涵養</u> に必須となる科目を必修化</p> <p>(20 ページ) (2) 学生の希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を <u>涵養</u> する基幹科目及び関</p>
---	--

<p>連科目 学生希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を<u>育成</u>する教育課程を履修できる仕組みにしている。</p> <p>学生希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を<u>育成</u>する科目が履修できる制度を整えることが重要であると思料し、基幹科目及び関連科目を設定した。</p> <p>(3) 比較法特論特講の設定 (24 ページ) 中国及び台湾は、松山と比較的に近い位置関係にあるが（設置の趣旨 6 頁「① - 2 - (4) 愛媛県（松山市）における社会状況の変化と対応—本法学部と地域社会—とその帰結」参照）、中国及び台湾と日本では、行動規範や文化規範が大きく異なる。</p> <p>(25 ページ) しかし、これだけで本研究科が機関として提供しようとする能力の<u>育成</u>は十分ではない。</p> <p>(25 ページ) これは、最適判例適用能力（判例を最重要指標として、紛争を法的に解決する能力）の<u>育成</u>を目指す法科大学院との差異でもある。</p> <p>(29 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>育成</u>するための科目として配置している。</p> <p>(31 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>育成</u>するための科目として配置している。</p> <p>(32 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>育成</u>するための科目として配置している。</p> <p>(33 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>育成</u>するための科目として配置している。</p> <p>Ⅲ. 民間企業への就職を目指す人材 (35 ページ)（設置の趣旨 33 頁「⑥ - 3 - (3) 履修モデル及び時間割参照）。</p> <p>(39 ページ) そこで、上記の問題意識を踏まえて「法律学に関する高度専門職業人」を育成できる体制を整えるべく学生の希望する進路に応じたリーガル・マインドを<u>育成</u>できるような教育課程の</p>	<p>連科目 学生希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を<u>涵養</u>する教育課程を履修できる仕組みにしている。</p> <p>学生希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を<u>涵養</u>する科目が履修できる制度を整えることが重要であると思料し、基幹科目及び関連科目を設定した。</p> <p>(3) 比較法特論特講の設定 (21 ページ) 中国及び台湾は、松山と比較的に近い位置関係にあるが（設置の趣旨 5 頁「① - 2 - (4) 愛媛県（松山市）における社会状況の変化と対応—本法学部と地域社会—とその帰結」参照）、中国及び台湾と日本では、行動規範や文化規範が大きく異なる。</p> <p>(22 ページ) しかし、これだけで本研究科が機関として提供しようとする能力の<u>涵養</u>は十分ではない。</p> <p>(22 ページ) これは、最適判例適用能力（判例を最重要指標として、紛争を法的に解決する能力）の<u>涵養</u>を目指す法科大学院との差異でもある。</p> <p>(26 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>涵養</u>するための科目として配置している。</p> <p>(28 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>涵養</u>するための科目として配置している。</p> <p>(29 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>涵養</u>するための科目として配置している。</p> <p>(30 ページ) 共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を<u>涵養</u>するための科目として配置している。</p> <p>Ⅲ. 民間企業への就職を目指す人材 (32 ページ)（設置の趣旨 30 頁「⑥ - 3 - (3) 履修モデル及び時間割参照）。</p> <p>(36 ページ) そこで、上記の問題意識を踏まえて「法律学に関する高度専門職業人」を育成できる体制を整えるべく学生の希望する進路に応じたリーガル・マインドを<u>涵養</u>できるような教育課程の</p>
---	---

<p>編成を試みている。</p> <p>このような現在の学部教育の限界を踏まえ、高度な法解釈能力の<u>育成</u>が可能となる環境整備が火急の課題であるという認識にいたったことが、本研究科設置構想を決定する一因となっている。</p> <p>(46 ページ) 高度な法解釈能力の <u>育成</u> が可能となる環境整備が火急の課題であるという認識にいたったことが、本研究科設置構想を決定する一因となっている。</p> <p>(50 ページ) 自己点検・評価及び認証評価 https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/hyouka/ トップページ>大学案内>情報公開>自己点検・評価及び認証評価</p>	<p>編成を試みている。</p> <p>このような現在の学部教育の限界を踏まえ、高度な法解釈能力の<u>涵養</u>が可能となる環境整備が火急の課題であるという認識にいたったことが、本研究科設置構想を決定する一因となっている。</p> <p>(42 ページ) 高度な法解釈能力の <u>涵養</u> が可能となる環境整備が火急の課題であるという認識にいたったことが、本研究科設置構想を決定する一因となっている。</p> <p>(45 ページ) 自己点検・評価及び認証評価 https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/hyouka/ トップページ>大学案内>情報公開>自己点検・評価及び認証評</p>
---	--

(新旧対照表) 学生確保の見通しを記載した書類

新	旧
<p>(1 ページ) 「法律学に関する高度専門職業人」は、社会の質的变化に伴い、今後、社会的必要性がさらに高まると予測されることから、本研究科の人材育成の目標は、<u>純粋な研究者の育成ではなく、また、実務に長けている者の育成でもない。</u>「法律学に関する高度専門職業人」の育成である。<u>すなわち、法・判例運用能力として、社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって対応できる能力を備えた者を、法例立案能力として、社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法(案)を立案して対応できる能力を備えた者の育成を目指している。</u></p>	<p>(1 ページ) 「法律学に関する高度専門職業人」は、社会の質的变化に伴い、今後、社会的必要性がさらに高まると予測されることから、本研究科の人材育成の目標は、研究者の育成ではなく、「法律学に関する高度専門職業人」の育成である。<u>(追加)</u></p>

【法学研究科カリキュラムマップ】

年次	科目	司法制度科目群		立法行政科目群	
2年次	関連科目	訴訟法研究特講	労働法特論特講	比較自治制度特論特講	比較制度特論特講
		刑事政策特論特講	—	比較制度史特論特講	—
	演習科目	課題演習Ⅲ・課題演習Ⅳ			
1年次	関連科目	刑法特論特講	比較法特論特講	憲法特論特講	—
		民法特論特講	—	行政法特論特講	—
	基幹科目	刑法研究特講	企業法研究特講	憲法研究特講	比較制度史研究特講
		民法研究特講	労働法研究特講	行政法研究特講	—
演習科目	課題演習Ⅰ・課題演習Ⅱ				

【法学研究科カリキュラムマップ】

年次	科目	司法制度科目群		立法行政科目群	
2年次	関連科目	訴訟法研究特講	労働法特論特講	比較自治制度特論特講	比較制度特論特講
		刑事政策特論特講	—	比較制度史特論特講	—
	演習科目	課題演習Ⅲ・課題演習Ⅳ			
1年次	関連科目	刑法特論特講	比較法特論特講	憲法特論特講	—
		民法特論特講	—	行政法特論特講	—
	基幹科目	刑法研究特講	企業法研究特講	憲法研究特講	比較制度史研究特講
		民法研究特講	労働法研究特講	行政法研究特講	—
	共通科目	人権論総論・司法制度総論			
演習科目	課題演習Ⅰ・課題演習Ⅱ				

(是正事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

2. <人材需要の有無が不明確>

社会人アンケートの結果を人材需要の客観的な根拠の一つとして示しているが、当該アンケートについては定量的な調査結果ではないなど、養成しようとする人材需要が不明確であることから、明確に説明すること。なお、説明に当たっては、本学既設研究科における定員充足状況が著しく低いことも踏まえ、学生確保の見通しについて、継続的・安定的に定員充足が見込める根拠を具体的に示すこと。

(対応)

学生確保の見通しにおいても、養成しようとする人材像が不明確であるという指摘を受けていることから、本研究科の育成しようとする人材を「法律学に関する高度専門職業人」と表現し、設置趣旨の表現と揃えて明確にした。そして、本研究科が「法律学に関する高度専門職業人」へと育成していくことを考えている入学者像として3つのタイプを掲げている。第一のタイプが公務員、公共団体職員、第二のタイプが司法書士、行政書士、社会保険労務士等の社会の法化を支えるための必須の職にある者、第三のタイプが学生からの入学者である。第三のタイプの学生については、学生アンケートによりその需要を示すことはできている。これに対し、第一のタイプ、第二のタイプにおける需要を示すデータが不足していることから、以下のデータを追加した。

まず、公務員、公共団体の職員についてである。愛媛県及び愛媛県内の市、町は、職員の能力向上を目指して県外にある各種研修機関に職員を派遣してきている。その実績を示すことで愛媛県及び県内の市、町は職員に高度な能力を身につけさせようと考えていること、職員の中にもこの機会を利用して高度な能力を身につけようという意欲のある者が存在していることを数値によって示した。このような研修を受けた者は、本研究科の入学者像に一致する者でもある。また、研修を受けたいと考えながらも県外に行くのに時間的、経済的な制約があり、研修を受けるのを断念した職員も一定数いるものと考えている。このような職員も本研究科の入学者像に一致する者達といえる。

次に、社会の法化を支えるための必須の職にある者の中で、愛媛県内における社会保険労務士及び特定社会保険労務士数を調査して追記した。近年、この職業が地域社会において果たせる役割は広まり、法廷及び行政機関においても、活躍できる場が広がっている。このような情勢の中、社会保険労務士が業務を続けながら、より高度な知識を身につけようと考えて、地元を設置される本研究科への入学を目指すことも十分に考えられるからである。そこで、この職業に就いている者の人数を示した。

最後に、本学の他研究科の定員充足状況が著しく低いことについて分析を加えている。他研究科の定員充足状況が低い理由として、法令改正に伴う影響を受けてしまったこと及び新たに近隣の大学に役割が重複するような研究科が設けられてしまったことを挙げた。いずれも他研究科を取り巻く外部的な要因が定員充足率の低下につながったことを示すものである。他研究科はこのような事態を受け、平成31年3月に定員削減に踏み切り出直しを図っているところである。これに対して、本研究科の特色として、本研究科の教員と本研究科の入学者像との間に恒常的な接点が存在していることを指摘することができる。この恒常的な接点を生かすことによって、学生確保の道筋をつけやすくするという利点が存在する。それゆえ、他研究科とは異なり、外部的な要因が定員充足状況を低下させるといった事態を回避できると考えている。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類

新	旧
<p>学生の確保の見通し等を記載した書類</p> <p>(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況</p> <p>①学生の確保の見通し</p> <p>ア 定員充足の見込み</p> <p>(1ページ) さらに、中央教育審議会が「社会人の入学者を含め、高度専門職業人養成に対する期待など進学需要の増加傾向に合わせ、全体としては、着実な増加傾向になると予想される」と述べている(中央教育審議会平成17年9月5日答申「新時代の大学院教育」19頁参照)。</p> <p>(11ページ) なお、第二次社会人アンケートのうち、「受験への志向」を問うている問い(表21)において、①～③をマークしていないにも拘らず、「合格後の進学希望の程度」を問うている問い(表22)に進んで回答してしまった者がいるため、「受験への志向」の①～③の回答者数(表21</p>	<p>学生の確保の見通し等を記載した書類</p> <p>(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況</p> <p>①学生の確保の見通し</p> <p>ア 定員充足の見込み</p> <p>(1ページ) (追加)</p> <p>(11ページ) (追加)</p>

新	旧
<p><u>の①～③)の合計と「合格後の進学希望の程度」の回答者数(表22)が一致しなくなっている。</u></p> <p>(iv)第三次社会人アンケート実施結果 (12ページ) <u>なお、第三次社会人アンケートのうち、「受験への志向」を問うている問い(表23)において、①～③をマークしているにも拘らず、「合格後の進学希望の程度」を問うている問い(表24)に進んで回答をしていない者がいること、又、第二次社会人アンケート同様に、「受験への志向」を問うている問い(表23)において、①～③をマークしていないにも拘らず、「合格後の進学希望の程度」を問うている問い(表24)に進んで回答してしまった者がいるため、「受験への志向」の①～③の回答者数(表23の①～③)の合計と「合格後の進学希望の程度」の回答者数(表24)が一致しなくなっている。</u></p> <p>(18ページ) A <u>上述のとおり、社会人の3年間のアンケート結果(表20～24参照)から、本学研究科が設置された場合に進学及び入学を希望する者の数は年度により大きな変化はなく安定している。特に進学志望者数について取上げると、「ぜひ進学したい」又は「進学したい」を合わせると平成29年度には4名、平成30年度には4名となり、定員3名を超えていることが明確になっている。</u></p> <p><u>また、社会人アンケートには、次のような指摘があり、本研究科により獲得できる能力の需要を読み取ることができる。</u></p> <p>(21ページ) B <u>地方自治体の法化社会への対応としての職員の「法律学に関する高度専門職業人」化</u></p> <p><u>現在、愛媛県内の地方自治体職員がより高度な知識又は能力を身に付けようとする場合には、県外に設置されている各種研修機関に向いて研修を受けることになる。このような研修機関には、総務省が所管する総務省自治大学校(以下、「自治大学校」という。)、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会の4団体が設立した公益財団法人全国市町村財団が設立する市町村職員中央研修所(以下、「市町村アカデミー」という。)、公益財団法人全国市町村研修財団が設立する全国市町村国際文化研修所(以下、「国際文化アカデミー」という。)がある。</u></p> <p><u>そこで、愛媛県及び愛媛県内の市、町がこれらの研究機関に職員を派遣している実績を調査した。愛媛県から自治大学校に年間2名派遣されている(在籍期間は6か月；現在も継続中)。また、政策研究大学院大学が埼玉大学大学院であった時代に、同大学院への派遣が行われてきたが、平成16年度で終了した。その後、平成27年度か</u></p>	<p>(iv)第三次社会人アンケート実施結果 (12ページ) <u>(追加)</u></p> <p>(18ページ) <u>(追加)</u></p> <p>社会人アンケートには、次のような指摘があり、本研究科により獲得できる能力の需要を読み取ることができる。</p> <p>(21ページ) <u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>ら平成 29 年度までは一橋大学大学院への派遣が行われた。</p> <p>また、愛媛県町村会によれば、愛媛県内の 9 町から平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 年間で短期の職員研修（3～7 日）に延べ 3 名が派遣されており、さらに、愛媛県内 11 市においても自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミーへの職員派遣の実績がある。特に、本学の地元松山市は、下に記すように自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミーに毎年度職員を派遣している（表 26 参照）。</p> <p>上記の事実から、地方自治体は、一定数の職員に対し、より高度な知識及び能力を身に付けさせようとしており、これに応じて研修を受けている職員がいることがわかる。しかしながら、これらの研修機関は県外に設置されているため、費用及び時間という観点から派遣可能な職員が制限されてしまう。研修機関で研修を受けてきた者の他にも、高度な知識を身に付けたいと希望しているが県外の研修機関に行くことのできない職員が一定数いるものとする。本研究科は、このような職員の希望に対する受け皿となることが想定できよう。さらに、本研究科は、すでに研修機関で研修を受けてきた職員に対しても、より背景的及び理論的な視点を伴う「法律学に関する高度専門職業人」への育成を目指している。すなわち、社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって対応できる能力及び社会の変化を機敏にとらえ、機動的に対応できる法例立案能力を備えた者の育成である。この点が本研究科の特色である。研修機関ですでに研修を受けてきた職員、又は、時間的、費用的な面で研修機関に行くことのできないものの、変化している地域社会において積極的に関わっていく意欲のある職員に対して本研究科の果たす役割は高いものとする。</p> <p>表 26 松山市の実績 【別紙 3】 参照</p> <p>C 社会の法化を支えるために必須の職種にある者の「法律学に関する高度専門職業人化」</p> <p>社会の法化を支えるために必須の職種にある者として社会保険労務士の例を挙げる。</p> <p>全国社会保険労務士会連合会によると、平成 31 年 4 月末の愛媛県の社会保険労務士の人数は 362 名、そのうち特定社会保険労務士の人数は 105 名である。</p> <p>社会保険労務士においては、適法な労務管理の指導のみならず、個別労働関係紛争に関して、すべての社会保険労務士が民事・行政訴訟において当事者の補佐行為を行うこと、そして特定社会保険労務士においては、行政型 ADR である都道府県</p>	

新	旧
<p>労働局や労働委員会、民間型ADRである社労士会労働紛争解決センターにおけるあっせん・調停手続において代理行為を行うことにより、紛争の迅速かつ適法な処理に貢献する役割が大いに期待されるようになってきている。また、紛争調整委員会の委員をはじめ、都道府県労働委員会委員や社労士会労働紛争解決センターのあっせん委員、裁判所の労働審判員や司法委員、民事調停委員等として、非常に多くの社会保険労務士が、紛争処理制度を運営する人材としても活躍しており、その役割を全うするためにも、労働関係法規に関する高度な専門的知識を修得、向上させようとする機運が高まっている。このような機運の下で、一定数の愛媛県内の社会保険労務士が本研究科に来ることは予想できる。そして、本研究科において、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」(実務を相対化する視点)から見ることができ、その視点から構築した理論及びそこから導かれた結論を主体的に活用できる「法学に関する高度専門職業人」となっていくことは、地域社会にとっても重要であると考えられる。</p> <p>(3) 本学既設研究科との差異</p> <p>最後に、本学の設置する他研究科において、定員充足状況が著しく低い状態が続いていることについて言及する。経営学研究科及び経済学研究科は税理士試験の科目免除制度を利用しようと考えて入学する者もいた。しかし、法改正によって科目免除対象科目が変更されてしまったこと及び科目担当教員が退職したことにより、科目免除制度を利用しようとする者にとって当該研究科に入学する魅力が著しく低下してしまった。言語コミュニケーション研究科は、現職の中学校及び高等学校の英語教員が専修免許状を取得するために進学してくることを想定していた。しかし、隣接する愛媛大学教育学研究科に、新たに教育実践高度化専攻(教職大学院)が設立されたことにより、専修免許状の取得を目指す者は愛媛大学教育学研究科を志望するようになってしまった。その影響を受けて志願者を減らすことになった。その後、弾力的に定員を見直すこともなく経過してきたが、平成31年3月に松山大学大学院学則を変更し、次の通り入学定員を削減した。すなわち、修士課程及び博士前期課程について、本学は、経済学研究科、経営学研究科及び社会学研究科の入学定員を半減させ、また、言語コミュニケーション研究科英語コミュニケーション専攻は半数以下に削減させた。このように、他研究科は法改正に伴う影響又は教職大学院の設立といった外部的要因によって志願者を減らすことになったことがわかる。本研究科に所属する教員には、愛媛県及び愛媛県内の市、町に設置される各種委員会の委員又は委員長を務める者、地方公共団体の職員研修の講師を務める者、社会保険労務士会総合研究機構所長</p>	

新	旧
<p>を務める者がいる。これらの教員は、恒常的に地方公共団体職員及び社会保険労務士などの実務家と接してきている。社会保険労務士のような実務家及び地方公共団体職員は、まさに本研究科の入学者像と合致する者である。教員と想定する入学者の間に恒常的な接点が存在していることが、本研究科の強みといえる。本研究科の入学志願者は、このような恒常的な接点があることにより、外部的な影響を受けにくいものとする。</p>	

別紙 3

表 26 松山市の実績

(単位：名)

	<u>自治大学校</u>	<u>市町村アカデミー</u>	<u>国際文化アカデミー</u>	<u>小計</u>
平成 26 年	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>9</u>
平成 27 年	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>9</u>
平成 28 年	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>8</u>	<u>12</u>
平成 29 年	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>11</u>
平成 30 年	<u>2</u>	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>12</u>
小計	<u>8</u>	<u>18</u>	<u>27</u>	

(是正事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

3. <アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について不明確>

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに必要に応じて修正すること。

(1) アドミッション・ポリシーと「入学時に必要となる具体的な指標」との関連が不明確であるため、指標設定の考え方を説明しつつ、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

アドミッション・ポリシーと「入学時に必要となる具体的な指標」との関連が不明瞭との指摘を受けたことから、まず、入学時に必要となる具体的な指標のiiiの表現を修正した。この指標の記載内容が漠然としていたため「研究を円滑に進めるための必要最低限度のコミュニケーション能力」と端的にわかる指標に修正した。

次に、当該具体的な指標そのものは、アドミッション・ポリシーから導き出されているものである。このことを明瞭に示すために、アドミッション・ポリシーごとに、具体的な指標との関連性を記す文章を追加した。

さらに、一般選抜、社会人特別選抜、実務経験者特別選抜の3つの選抜方法と当該具体的な指標とを関連付けて記述することにより、3つの選抜方法においてどのような能力を測定するために受験科目を設定しているのか、その対応関係がわかるように修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類

新	旧
<p>⑨ 入学者選抜の概要 (39 ページ) 1. 本研究科のアドミッション・ポリシーと3種類の選抜方式</p> <p>(39 ページ) iii <u>研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力</u></p> <p>(39 ページ) <u>アドミッション・ポリシー①と入学時に必要となる具体的指標との関連性</u> 社会に存在する法的紛争を含む問題等、自分の生きる社会の客観的な情勢を的確に把握することができ(指標(i))、それら問題に潜む様々な矛盾に対して柔軟な発想力及び構想力をもって解決策を模索することができる(指標(ii))。</p> <p><u>アドミッション・ポリシー②と入学時に必要となる具体的指標との関連性</u> 他者との円滑かつ真摯なコミュニケーションを介しながら、自らの意思に基づき自分自身の価値観を自省して再点検を行うなど「一人よがり」に陥ることなく、問題解決のPDCAサイクルを客観的に回すことができる(指標(iii))。</p> <p><u>本研究科は、入学希望者が上記のアドミッション・ポリシーに挙げる能力を有しているかを測るため、入学希望者が多様な背景を有していることを踏まえながら、次の3種類の選抜方法について、具体的指標と関連づけながら説明していく。</u></p> <p>(1) 一般選抜 (40 ページ) 一般選抜の受験科目として、「専門科目を内容とする筆記試験」を課す。これにより、入</p>	<p>⑨ 入学者選抜の概要 (36 ページ) 1. 本研究科のアドミッション・ポリシー</p> <p>(36 ページ) iii <u>社会人として社会生活を円滑に営むために最低限度必要とされる能力(倫理観)</u></p> <p>(36 ページ) <u>(追加)</u></p> <p>(1) 一般選抜 (36 ページ) 一般選抜の受験科目として、「専門科目を内容とする筆記試験」を課している。それゆ</p>

<p>学希望者が<u>法律文書を「読み」「書き」</u>することができる能力を測る。 次に、受験科目として、「英語又は小論文」を課している。この科目の目的は、入学希望者の「<u>研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力</u>」を測ることである。</p> <p>(40 ページ) (さらに、面接者の質問に対する対応によって「<u>研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力</u>」についても測ることができる)。</p> <p>(40 ページ) また、専門科目 (研究計画等を含む。) を内容とする口述試験を課している。<u>これにより、入学希望者の「法律用語を用いて論理的にコミュニケーションをとることができる」能力を測ることができる (なお、試験時間は、30 分程度の長めの時間を予定している。これは、面接者の質問への対応によって「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」を測るためである)。</u></p> <p>(40 ページ) (さらに、面接者の質問に対する対応によって「<u>研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力</u>」についても測ることができる)。</p>	<p><u>え、入学希望者の法律文書を「読み」「書き」</u>することができる能力を測ることができる。 次に、受験科目として、「英語又は小論文」を課している。この科目の目的は、入学希望者の「<u>倫理観</u>」 (社会人として社会生活を円滑に営むために最低限度必要とされる能力) を測ることである。</p> <p>(37 ページ) (さらに、面接者の質問に対する対応によって「<u>倫理観</u>」についても測ることができる)。</p> <p>(37 ページ) また、専門科目 (研究計画等を含む。) を内容とする口述試験を課している。<u>それゆえ、入学希望者の「法律用語を用いて論理的にコミュニケーションをとることができる」能力を測ることができる (さらに、面接者の質問に対する対応によって「倫理観」についても測ることができる)。</u></p> <p>(37 ページ) (さらに、面接者の質問に対する対応によって「<u>倫理観</u>」についても測ることができる)。</p>
--	---

学生確保の見通し等を記載した書類

新	旧
<p>(2ページ) b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者</p> <p>(2ページ) b [司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者] に関しては、設置要請のあった「愛媛県行政書士会」及び「愛媛県社会保険労務士会」をはじめとして各種士業団体への定期的な告知・広報活動や本学教員による定期的な各種士業向けの勉強会・研究会を開催し、その連携関係強化と「法律学に関する高度専門職業人」の必要性の認識向上を図る。</p> <p>(15 ページ) b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者</p>	<p>(1ページ) b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種及び社会人一般 (本学職員を含む)</p> <p>(2ページ) b [司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種及び社会人一般 (本学職員を含む)] に関しては、設置要請のあった「愛媛県行政書士会」及び「愛媛県社会保険労務士会」をはじめとして各種士業団体への定期的な告知・広報活動や本学教員による定期的な各種士業向けの勉強会・研究会を開催し、その連携関係強化と「法律学に関する高度専門職業人」の必要性の認識向上を図る。</p> <p>(14 ページ) b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種及び社会人一般 (大学職員を含む)</p>

(是正事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

3. <アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について不明確>

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに必要に応じて修正すること。

(2) 社会人特別選抜の出願資格や社会人受入れの考え方において一定の説明はなされているものの、本学の考える「社会人」の定義については、「個人として、また家庭人として、経済人としてなど国内外で一定の経験を積んだ人、すなわち社会経験を3年以上有する人」との説明にとどまり、その内容が具体的に示されていないため、それらを明らかにした上で、設定の考え方の妥当性を説明すること。

(対応)

本研究科の受入れる「社会人」の内容が具体的ではないとの指摘を受け、「社会人」の意味を具体的に定義し直した。本研究科では、社会人を「企業やNGOなどの組織・団体に所属しながら、あるいは個人として、経済活動や社会的活動を一定期間経験し、その経験に基づき社会の実情にある程度通じ、最低限度のコミュニケーション能力を備えている者」と定義する。このような社会人が本研究科のアドミッション・ポリシーに合致する者と考えている。

次に、社会人特別選抜の対象となる者について、「現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験(職歴に限定されない)を有する者」と定義し直した。これに該当する社会人は、その社会的経験から、研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力を有していると考えている。そのため、コミュニケーション能力を測るための受験科目である「英語又は小論文」を不要と考え、社会人特別選抜の受験科目から除外した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類

新	旧
<p>(2) 社会人特別選抜 (40 ページ) 社会人特別選抜の受験科目として、「<u>専門科目を内容とする筆記試験</u>」を課す。<u>これにより</u>、入学希望者が法律文書を「読み」「書き」することができる能力を測る。</p> <p>次に、受験科目として、一般選抜と異なり、「英語又は小論文」を課していない。<u>社会人特別選抜では、現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験(職歴に限定されない)を有する者に受験資格を与えているが、これらの者は、職業活動その他の社会活動(ボランティア活動など)を通じ、「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」を有していると判断できる。それゆえ、この能力を測ることを主たる目的とする試験(英語又は小論文)は課さないこととした。</u></p> <p>2. 出願資格 (2) 社会人特別選抜 (41ページ) 次の(ア)から(エ)までのいずれかの資格を有する者で、<u>現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験(職歴に限定されない)を有する者</u></p> <p>(41ページ) 本研究科は、「<u>企業やNGOなどの組織・団体に所属しながら、あるいは個人として、経済活動や社会的活動等を一定期間経験し、その経験に基づき社会の実情にある程度通じ、最低限度のコミュニケーション能力を備えている者</u>」を「社会</p>	<p>(2) 社会人特別選抜 (37 ページ) 社会人特別選抜の受験科目として、「<u>専門科目を内容とする筆記試験</u>」を課している。<u>それゆえ</u>、入学希望者の法律文書を「読み」「書き」することができる能力を測る <u>ことができる</u>。</p> <p>次に、受験科目として、一般選抜と異なり、「英語又は小論文」を課していない。<u>社会人としての経験があるため、入学希望者の「倫理観」(社会人として社会生活を円滑に営むために最低限度必要とされる能力)については、口述試験だけで足りると考えたからである。</u></p> <p>2. 出願資格 (2) 社会人特別選抜 (37 ページ) 次の(ア)から(エ)までのいずれかの資格を有する者で、<u>入学予定時において、有職者ないし3年以上の定職経験のある者、又は、大学卒業後5年以上社会人としての経験を有する者</u></p> <p>(38 ページ) <u>(追加)</u></p>

<p>人」と定義する。そして、「<u>現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験（職歴に限定されない）を有する者</u>」は、このような定義に合致するものとする。</p> <p>(42ページ) (4) <u>科目等履修生、委託生及び研究生</u></p> <p>科目等履修生、委託生及び研究生については、それぞれ、松山大学大学院科目等履修生規程、松山大学大学院委託生規程及び松山大学大学院研究生規程に基づき、受け入れを行う。(資料18参照)</p> <p>4. 社会人受入れの考え方</p> <p>(42ページ) 本研究科では、<u>上記のとおり、「社会人」を「企業やNGOなどの組織・団体に所属しながら、あるいは個人として、経済活動や社会的活動等を一定期間経験し、その経験に基づき社会の実情にある程度通じている人」と定義し、この定義に合致すると考えられる「現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験（職歴に限定されない）を有する者」に社会人特別選抜の受験資格を与えている。</u></p> <p>これを前提に、本研究科では、<u>地域貢献、社会貢献、卒業生支援の観点から、公的機関及び企業体の職員の再研修の場とすることを予定している</u>ので、公的機関及び企業体と連携をとりながら、<u>実務経験者以外の社会人の受入れを柔軟に行っていき</u>たい。また、卒業生（就学又はキャリアアップ）支援の観点からの措置を考慮することを検討している。</p>	<p>(38 ページ) (4) <u>科目等履修生委託生及び研究生</u></p> <p>科目等履修生委託生及び研究生については、それぞれ、松山大学大学院科目等履修生規程、松山大学大学院委託生規程及び松山大学大学院研究生規程に基づき、受け入れを行う。(資料 18 参照)</p> <p>4. 社会人受入れの考え方</p> <p>(39 ページ) <u>社会人の受入れについては、まず、「社会人」としてどのような範囲の人々が含まれるかを確定しなければならない。</u>本研究科では、<u>社会人について個人として、また家庭人として、経済人としてなど国内外で一定の経験を積んだ人、すなわち社会経験を 3 年以上有する人とする。「社会経験を積んでいる」ことを評価の対象として、「倫理観」を測る「英語又は小論文」の試験を免除していることは上述のとおりである。</u></p> <p><u>なお、地域貢献、社会貢献、卒業生支援の観点から、公的機関及び企業体の職員の再研修の場とすることを予定している</u>ので、公的機関及び企業体と連携をとりながら、社会人の受入れを柔軟に行っていきたい。また、卒業生（就学又はキャリアアップ）支援の観点からの措置を考慮することを検討する。</p>
--	--

(是正事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

3. <アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について不明確>

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに必要に応じて修正すること。

(3) 実務経験者特別選抜においては専門に関する口述試験及び研究計画書の提出のみを求めているが、アドミッション・ポリシーに掲げる「自らの意志に基づいて自分自身の価値を再点検し、主体的にPDCAサイクルを回して、継続的にあるべき主体に変化・確立できる能力」をどのように測るのか不明確であることから、具体的に説明すること。

(対応)

アドミッション・ポリシー②に掲げる内容を、実務経験者特別選抜の受験科目によってどのようにして測るか不明瞭という指摘を受け、まず、アドミッション・ポリシー②と入学時に必要となる具体的な指標との関連性をわかりやすい記述にした。具体的には「他者との円滑かつ真摯なコミュニケーションを介しながら、自らの意思に基づき自分自身の価値観を自省して再点検を行うなど『一人よがり』に陥ることなく、問題解決のPDCAサイクルを客観的に回すことができる」ことを指標内容として修正している。

次に、実務経験者特別選抜において、「口述試験(研究計画等を含む。)」のみを課していることについて、アドミッション・ポリシー②と関連づけて説明している。入学希望者には、「問題を発見し、その解決に向けてPDCAサイクルを回した実績について研究計画書へ記載すること、又はそのような実績を示す書面を提出すること」を求めた。PDCAサイクルを回してきた実績を書面及び口述試験で測定することにより、入学希望者がアドミッション・ポリシー②に合致する者であるか否かを判定できるものと考えている。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類

新	旧
<p>(3) 実務経験者特別選抜 (40ページ) <u>入学希望者は社会人としての経験があるため、「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」については、口述試験を課すのみで足りると考えたからである。</u></p> <p>(41 ページ) <u>そして、入学希望者には、問題を発見し、その解決に向けてPDCAサイクルを回した実績について研究計画書へ記載すること、又はそのような実績を示す書面を提出することを求める。これにより、「自らの意思に基づいて自分自身の価値観を再点検し、主体的にPDCAサイクルを回して、継続的にあるべき主体に変化・確立できる能力」を確認することができる。</u></p> <p>(3) 実務経験者特別選抜 (41 ページ) (イ) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は当該年度に授与される見込みの者</p> <p>3. 試験科目と判定方法 (42ページ) 入学試験は一般選抜、社会人特別選抜及び実務経験者特別選抜に分かれるが、次の(ア)は一般選抜、(イ)は社会人特別選抜、(ウ)は実務経験者特別選抜に関する内容である。</p>	<p>(3) 実務経験者特別選抜 (37 ページ) 社会人としての経験があるため、<u>入学希望者の「倫理観」(社会人として社会生活を円滑に営むために最低限度必要とされる能力)については、口述試験 <u>だけ</u> で足りると考えたからである。</u></p> <p>(37 ページ) <u>(追加)</u></p> <p>(3) 実務経験者特別選抜 (38 ページ) (イ) 独立行政法人 大学 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は当該年度に授与される見込みの者</p> <p>3. 試験科目と判定方法 (38 ページ) 入学試験は一般選抜と社会人特別選抜に分かれるが、次の(ア)は一般選抜、(イ)は社会人特別選抜、(ウ)は実務経験者特別選抜に関する内容である。</p>

(是正事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

3. <アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について不明確>

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに必要に応じて修正すること。

(4) 中国・台湾等の中国語圏にある協定校からの、交換留学生の受入れに関する記載があるが、入学者選抜の概要において受入れ方策等具体的な計画の記載がないことから、留学生の日本語能力等の資格要件や、受入れ後の履修指導や生活指導等の配慮も踏まえつつ、明確に説明すること。

(対応)

中国・台湾等の中国語圏における協定校からの交換留学生の受け入れについて具体的な記述がないとの指摘について、まず、本研究科は、現時点で外国人留学生を対象とする独自の入試制度を設ける予定のないことを明記した。そのため、出願資格、受験科目等の記述を行なっていない。

あくまでも本学と連携協定を締結している協定校からの派遣留学生の受け入れにとどめることを明示した。派遣留学生は、派遣元となる協定大学内において選考が行われており、日本語能力についてもその選考において担保されているものと考えている。派遣留学生の履修指導及び生活指導等のサポート体制について、本研究科には中国出身の専任教授が2名所属しており、留学生に対する母国語による継続的かつ緊密な指導体制をとることができている。さらに、本学が留学生をサポートするために設けている施設及び体制についても追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類

新	旧
<p>(43 ページ) 5. 留学生受入れの考え方</p> <p>(1) 想定する留学生</p> <p><u>現時点では、留学生枠として独自の入試制度を設ける予定はなく、現在本学と学術交流協定を締結している中国・台湾の大学・大学院からの派遣留学生を受け入れることを想定している。なお、受け入れる留学生については、派遣元となる協定大学内において選考がなされており、日本語能力については、そこで担保されているものと考えている。</u></p>	<p>(39 ページ) <u>(追加)</u></p>
<p>(43 ページ) (2) 留学生に対するサポート体制</p> <p><u>文京キャンパスにある有師寮の1階には、国際センター課事務室とともに、留学生や他大学の単位互換学生のための宿泊施設である交流学生ハウス、及び留学生との談話室として利用される学生交流室が配置されている。また、本学に在籍する外国人留学生の学生生活の充実を図ることを目的として、日本人学生が外国人留学生の支援を行う制度(チューター制度)が設けられている。これらの施設や制度を通して、留学生の生活指導や生活支援を図る。さらに、本法学部には中国出身の専任教授が2名所属しており、留学生に対する母国語による継続的かつ緊密な指導体制が用意できている。</u></p>	<p>(39 ページ) <u>(追加)</u></p>

(是正事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

【教育課程等】

4. <教育方法の特例の実施方法が不明確>

大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施に関する記載や履修モデル、時間割が提出されているものの、本学が想定する社会人学生が、実際に本研究科の教育課程の履修が可能であるか不明であるため、平日の 6 時限及び土曜日を利用して授業を行う場合の時間割を提示した上で、本研究科の教育課程を履修できる体制が確保されていることを具体的に説明すること。

(対応)

社会人学生の受入れに関連して、修業年限を 3 年又は 4 年とする長期履修学生制度を設けているが、その者を対象とした時間割が未作成であったため、6 時限及び土曜日を利用して授業を行う場合の時間割を作成した。

また、長期履修学生制度を利用する学生に対する指導教員及び副指導教員の対応方法について、指導教員及び副指導教員は、学生の学修の伴走者として対応することを改めて記述するとともに、学生の必要に応じて、指導教員の担当科目及び課題演習を平日の 6 時限又は土曜日に開講することを追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類

新	旧
<p>松山大学大学院法学研究科設置の趣旨</p> <p>⑩ 「<u>大学院設置基準</u>」第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(43 ページ) <u>本研究科は、地方公共団体職員、司法書士、行政書士又は社会保険労務士等、実務経験者としての業務を継続しながら、「法律学に関する高度専門職業人」となることを目指していることを入学者像の大きな柱としている。それゆえ、このような入学者が円滑に履修できるように、本研究科は、大学院設置基準第 14 条に定める方法により教育を行う。</u></p> <p>1. 修業年限</p> <p>(43ページ) <u>標準修業年限は2年であるが、長期履修学生制度を創設する予定である。職業を有している等の理由により標準修業年限内に大学院の教育課程を履修することが困難な者は、申請により修業年限を3年又は4年とすることが可能である。また、同制度では入学手続時又は入学年度の2月末までに修業年限の変更手続をとることができるよう取扱う予定である (資料07)。</u></p> <p>2. 履修指導及び研究指導の方法</p> <p>(43ページ) 入学後、学生は指導教員及び副指導教員 (設置の趣旨22頁「④-3-(1)Ⅲ教員による学修支援体制」参照) による在学期間中一貫した指導を受ける。<u>長期履修学生制度を利用する学生に対しても、学生の学修の伴走者として指導教員及び副指導教員が対応することに変わりはない。学生が履修科目を選定する際にも、指導教員 (副指導教員) と相談し、指導教員の承認を得て履修登録を行う仕組みになっている。そして、指導教員の担当科目及び課題演習は、学生の必要に応じて平日の第6時限 (18 : 00～19 : 30) 又は土曜日に開講する。</u></p> <p>6. 入学者選抜の概要</p>	<p>松山大学大学院法学研究科設置の趣旨</p> <p>⑩ 「<u>大学院設置基準</u>」第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(39ページ) (追加)</p> <p>1. 修業年限</p> <p>(39ページ) 標準修業年限は2年であるが、長期履修学生制度を創設する予定であり、申請により修業年限を3年又は4年とすることが可能である。また、同制度では入学手続時または入学年度の2月末までに修業年限の変更手続をとることができるよう取扱う予定である (資料07)。</p> <p>2. 履修指導及び研究指導の方法</p> <p>(39ページ) 入学後、学生は指導教員及び副指導教員 (設置の趣旨19頁「④-3-(1)Ⅲ教員による学修支援体制」参照) による在学期間中一貫した指導を受ける。 (追加)</p> <p>指導教員の担当科目及び課題演習は、必要に応じて平日の第6時限 (18 : 00～19 : 30) 又は土曜日に開講する<u>ことがある。</u></p> <p>6. 入学者選抜の概要</p>

<p>(44ページ) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を受けるための特別の選抜制度は設けない。本特例の希望者には、入学前に研究や履修の計画を十分に相談して対応するものとする。</p>	<p>(40ページ) 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の希望学生の選抜方法は、(設置の趣旨36頁「⑨入学者選抜の概要」参照)で示した社会人の入学試験に準じ、入学前に研究や履修の計画を十分に相談して対応するものとする。</p>
---	---

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 資料

新	旧
資料 09 履修モデル、時間割	(追加)

大学院法学研究科時間割表

1年前期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名						行政法研究特講
	担当者						倉澤生雄教授
	場所						大学院演習室
3限 12:30~14:00	科目名						課題演習 I
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
4限 14:15~15:45	科目名						
	担当者						
	場所						
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名	憲法研究特講	人権論総論特講※	司法制度総論特講※	刑法研究特講	民法研究特講	
	担当者	妹尾克敏教授	牧本公明准教授 遠藤泰弘教授	山内進教授 明照博章教授 高橋正教授	明照博章教授	古屋壯一教授	
	場所	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	

※はオムニバス形式

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 錢偉栄教授 | 古屋壯一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

1年後期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						労働法研究特講
	担当者						村田毅之教授
	場所						大学院演習室
2限 10:15~11:45	科目名						行政法特論特講
	担当者						倉澤生雄教授
	場所						大学院演習室
3限 12:30~14:00	科目名						課題演習Ⅱ
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
4限 14:15~15:45	科目名						
	担当者						
	場所						
5限 16:00~17:30	科目名					比較制度史研究特講	
	担当者					遠藤泰弘教授	
	場所					大学院演習室	
6限 18:00~19:30	科目名	憲法特論特講	比較法特論特講※	民法特論特講※	刑法特論特講	企業法研究特講	
	担当者	妹尾克敏教授	王原生教授 銭偉栄教授	銭 偉栄教授 水野貴浩准教授	今村暢好准教授	王 原生教授	
	場所	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	

※はオムニバス形式

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 銭偉栄教授 | 古屋壮一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

2年前期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						労働法特論特講
	担当者						村田毅之教授
	場所						大学院演習室
2限 10:15~11:45	科目名						
	担当者						
	場所						
3限 12:30~14:00	科目名						
	担当者						
	場所						
4限 14:15~15:45	科目名						課題演習Ⅲ
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名	訴訟法研究特講	比較自治制度特論特講			比較制度史特論特講	
	担当者	高橋正教授	妹尾克敏教授			山内進教授	
	場所	大学院演習室	大学院演習室			大学院演習室	

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 銭偉栄教授 | 古屋壮一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

2年集中講義

- | | |
|----------|-------------|
| 刑事政策特論特講 | 吉中 信人 兼任教員 |
| 比較制度特論特講 | 宮下 雄一郎 兼任教員 |

2年後期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名						
	担当者						
	場所						
3限 12:30~14:00	科目名						
	担当者						
	場所						
4限 14:15~15:45	科目名						課題演習Ⅳ
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名						
	担当者						
	場所						

★ 課題演習担当者

妹尾克敏教授	倉澤生雄教授
遠藤泰弘教授	山内進教授
明照博章教授	今村暢好准教授
銭偉栄教授	古屋壯一教授
村田毅之教授	王 原生教授
高橋正教授	

(改善事項) 法学研究科 法学専攻 (M)

【教員組織等】

5. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、今後の採用計画など教員組織編制の将来構想の明確化が望まれるので、対応方針について回答すること。

(対応)

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていると指摘に対して、本法学部は、平成 27 年度第 11 回法学部教授会で「法学部の今後 10 年間人員適正化に向けた計画」を決定している。当該計画は、本研究科の設置に伴い一部修正する必要があるが、本法学部が今後の教員構成の計画を有していることを追記した。

当該計画において、現在の法学部に所属する教員が定年を迎える年度、再雇用を経て定年を迎える年度を明示し、将来いつの年度でどの科目を担当する教員を採用すべきかについて示している。今後、当該計画に従って教員の採用を進めていくことになる。とりわけ、開設時に 70 歳代を迎える教員が担当している科目については、退職時に円滑な引き継ぎができるよう、目下、若手の教員に本法学部内で経験を積ませ、計画遂行に不備の生じないように態勢を整えている。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類

新	旧
<p>松山大学大学院法学研究科設置の趣旨</p> <p>3. 年齢構成及び今後の整備計画</p> <p>(26 ページ) 開設時 60 歳代の教員 2 名のうち 1 名が 65 歳で定年となっているが (資料 05)、本学には「学校法人松山大学教育職員の再雇用等に関する規程 (資料 06-①)」が存在し、「学校法人松山大学は、定年退職する教育職員を専任かつ常勤の教育職員として満年齢 68 歳に達する日の属する年度の末日まで再雇用することができる。」(再雇用第 2 条第 1 項) とある。したがって、当該教員は、本研究科完成時においても、教鞭をとることができる。</p> <p>平成 27 年度第 11 回法学部教授会において、「法学部の今後 10 年間人員適正化に向けた計画」を決定している (資料 06-②)。この計画では、現在の本法学部に所属する教員が定年を迎える年度、再雇用を経て定年を迎える年度を明示し、いつの年度で後任としてどの科目を担当する教員を採用すべきかについて示している。本研究科設置に伴い、この計画を一部修正する必要があるが、この計画を基にしながら今後の教員の採用を進めていく。とりわけ、開設時に 70 歳代を迎える教員が担当している科目については、退職時に円滑な引き継ぎができるよう目下、若手の教員に本法学部内で経験を積ませている。また、60 歳代後半の教員も遠くない時期に退職を迎えることになる。退職及び再雇用の満了期間を迎えても支障がないように適宜補充人事を行っていく。</p>	<p>松山大学大学院法学研究科設置の趣旨</p> <p>3. 年齢構成及び今後の整備計画</p> <p>(23 ページ) 開設時 60 歳代の教員 2 名のうち 1 名が 65 歳で定年となっているが (資料 05)、本学には「学校法人松山大学教育職員の再雇用等に関する規程 (資料 06)」が存在し、「学校法人松山大学は、定年退職する教育職員を専任かつ常勤の教育職員として満年齢 68 歳に達する日の属する年度の末日まで再雇用することができる。」(再雇用第 2 条第 1 項) とある。したがって、当該教員は、本研究科完成時においても、教鞭をとることができる。</p> <p>また、再雇用期間中に、退職予定者の研究領域について、本法学部所属の教員に研究指導に関する経験を積ませるとともに、退職予定者の研究領域について補充人事を行うことによって、教員組織の継続性に問題が生じないように対応をとることができる。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 資料

新	旧
<p>資料 06 学校法人松山大学教育職員の人事について</p> <p>②法学部の今後 10 年間人員適正化に向けた計画</p>	<p>(追加)</p>

法学部の今後 10 年間人員適正化に向けた計画

- 1 法学部基幹科目に専任かつ常勤の教員（15 名。特任を除く。以下同じ）を配置すること
現行カリキュラムにおける必修科目および選択必修科目（計 22 科目）を法学部基幹科目とする。
 - ◎入門科目（2 科目） 法律学入門、政治学入門
 - ◎公法系科目（7 科目） 憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（統治）、刑法Ⅰ（総論）、刑法Ⅱ（各論）、行政法Ⅰ（作用法）、行政法Ⅱ（救済法）、刑事訴訟法Ⅰ
 - ◎私法系科目（9 科目） 民法Ⅰ（総則）、民法Ⅱ（物権）、民法Ⅲ（債権総論）、民法Ⅳ（契約）法Ⅴ（親族）、法、手形・小切手法、労働法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ
 - ◎政治系科目（4 科目） 政治学、国際政治、政治思想史、行政学

- 2 特任教員（1 名）を基礎法学分野で採用すること

- 3 法学部の今後 10 年間の人事計画
 - (1) 2018 年 4 月～ 民事訴訟法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）
 - (2) 2019 年 4 月～ 基礎法学分野担当教員（准教授）後任人事（特任）
 - (3) 2022 年 4 月～ 憲法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）。2019 年 4 月より再雇用
 - (4) 2023 年 4 月～ 労働法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）。ただし、再雇用の場合は、2026 年 4 月～
 - (5) 2026 年 4 月～ 商法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）。ただし、再雇用の場合は、2029 年 4 月～